

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(付議の要旨)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第8次地方分権一括法」という。）による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する。

1 主旨

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利を受け、市区町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正の提案及び平成30年の地方分権改革に関する提案募集において、月賦払いによる提案並びに東日本大震災時の特例により保証人がいない場合にあっては貸付が認められたこと等を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正された。

区では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正されたことを踏まえ、災害援護資金の貸付利率等を定めるため、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を令和元年区議会第2回定例会に提案する。

2 災害援護資金の貸付制度の概要（現行）

- (1) 実施主体 市区町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市区町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額

被害の種類及び程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷がない場合	世帯主が負傷し、療養期間が概ね1か月以上の場合
家財及び住居に損害がない	-	150万円
家財の概ね3分の1以上が損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失若しくは流失	350万円	350万円

※被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額となる。

(5) 所得制限

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
市町村民税における前年の総所得金額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加算した額

※ただし、その世帯の住居が滅失（流失）した場合は、世帯人数に限らず1, 270万円とする。

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 保証人 必須
- (8) 据置期間 3年 (特別な事情がある場合5年)
- (9) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (10) 償還方法 年賦
- (11) 違約金 年10.75%
- (12) 貸付原資負担 国：2/3 都道府県・指定都市：1/3

※災害弔慰金の支給等に関する条例では、災害援護資金の貸付けのほか、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給に関して規定している。

3 改正内容

<条例>

	現行	改正案
利率	年3% (第14条)	保証人を立てることができる。 保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年3%以内で規則で定める率とする。(第14条)
保証人	保証人を立てなければならない (第17条)	
償還方法	年賦 (第15条)	年賦、半年賦又は月賦 (第15条)
違約金	年10.75% (第19条)	年5% (第18条)

※詳細については、別紙1「条例新旧対照表 (案)」のとおり

<参考：施行規則>

	現行	改正案
利率	記載なし	保証人を立てない場合の率は年1%とする。(第7条)

※詳細については、別紙2「施行規則新旧対照表 (案)」のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

5 今後のスケジュール (予定)

令和元年5月 議会報告

6月 第2回区議会定例会に改正条例案提案